

事業説明書		
		令和8年9月1日
事業名称	轟橋補修工事	事業担当課名
事業場所	佐倉市坂戸地先	道路建設課
事業概要	橋長L=28.2m	
	1. 橋梁補修工	
	橋面防水工 A=109㎡	
	表層工 密粒度As改質Ⅱ型13mm t=5cm A=109㎡	
	2. 伸縮装置取替工 L=8.5m	
	3. 排水施設工 一式	
	4. 橋梁防護柵補修工	
	笠木取替工 一式	
	ガードレール部材取替工 一式	
	ビームパイプ設置工 一式	
	5. 橋梁補修工	
	ひび割れ補修工 低圧注入工法 N=1構造物	
	断面修復工 左官工法 N=1構造物	
	6. 水切り設置工 L=56m	
	7. 橋梁塗装工 A=340㎡	
8. 背面舗装打換工 A=32㎡		
9. 仮設工 一式		
事業期間	契約日 から 令和9年3月15日 まで	
事業説明内容	1. 一般的事項	
	・本工事に伴う補償は、原則として受注者に対処していただきます。補償等の恐れがある場合は、監督職員と協議して下さい。	
	・関係官公庁の許可申請書・許可書・届出書の写しを準備期間内に提出して下さい。	
	(建設重機の使用・消防署への届出・建設残土等の関係も含む)	
	・本工事に関する施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準(最新年度版)によるものとします。	
	・安全訓練に関する計画書を施工計画書とともに提出して下さい。	
	・建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後、30日以内に提出して下さい。又、「建設業退職金制度適用事業主工事現場」の標識(シール)を掲示して下さい。	
	・佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例及びその他関係法令を厳守し実施して下さい。又、建設業に関する関係法令の厳守も同様とします。	
	・本工事の仕様書及び図面等を、熟知の上、入札に応じて下さい。	
	・低入札価格調査制度調査対象事業に該当した場合は、中間検査の指定対象事業とします。	
	・本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となります。	
	・現場管理については、契約締結日から佐倉市工事検査要綱第15条第1項の認定をした日までとします。	
	・工事実績情報サービス(CORINS)に基づき契約締結後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けた上で登録して下さい。	
	・工事目的物及び工事材料を次に示す内容で、火災保険、土木工事保険その他の保険に附し、証券又はこれに代わるものの写しを提出して下さい。	
	(1)被保険者 発注者、受注者及びその全下請け人(2)保険金額 請負代金額(3)保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間	
・その他本工事に関し、疑義が生じた場合は、監督職員と協議し進めて下さい。		
2. 設計図書に関する事項		
・本事業に関する質問書は、令和8年9月8日の午後5時までにファクスまたは電子メールで提出して下さい。提出は時間厳守とし、必ず受信確認をして下さい。		
・電子メールで質問書を送付する場合は、件名に事業名および質問書である旨を記載して下さい。本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付して送付して下さい。		
(件名の記載例:【質問書】令和8年度 轟橋補修工事～)		
・本事業の質問に対する回答書は、令和8年9月10日の午後5時までにファクスまたは電子メールで送付します。		
なお、質問のない場合は提出の必要はありません。		
・積算条件については、以下の通りです。		
工種区分:橋梁補修工事 施工地域区分:一般交通影響あり(2)ー1 単価適用月:令和8年8月		
3. 連絡先 土木部 道路建設課 建設班		
TEL 043-484-6162 FAX 043-486-2505		
メールアドレス(組織メール):dourokensetsu@city.sakura.lg.jp		

轟橋補修工事

1:10000

坂戸

岩富町

内田

飯塚

